

11月4日投票日

農業委員会委員選挙



市農業委員会委員選挙を次のとおり行います。

■日程

▼選挙期日の告示

(不在者投票の開始)

立候補届け出、立候補辞退

期日 10月28日(日)

▼選挙立会人届け出期日

11月1日(木)

▼不在者投票最終日

11月3日(土)

▼投票日 11月4日(日)

午前7時～午後8時

投票区	投票所施設名	所在地
1	長岡小学校体育館	下末松102
2	国府小学校教室	国分111
3	久礼田体育館	久礼田534-1
4	瓶岩体育館	亀岩166-1
5	白木谷小学校体育館	白木谷761
6	奈路公民館	奈路580
7	日章地区営農改善センター	田村乙1760-1
8	久枝公民館	久枝69-1
9	大篠公民館	大埔甲2117
10	稲生ふれあい館	稲生542
11	十市多世代交流施設	十市2315-1
12	三和公民館	里改田243-1
13	浜改田公民館	浜改田538
14	前浜公民館	前浜1534-1
15	岡豊公民館	岡豊町八幡239
16	野田公民館	下野田267-1
17	岩村公民館	福船371-4

告示日：10月28日(日)

投票日：11月4日(日)

立候補予定者説明会

■とき／10月16日(火) 午後1時30分～

■ところ／市役所4階大会議室

■選挙による委員定数／21人

■投票できるのは

投票することのできる方には世帯ごとに投票所入場券を郵送しますので、必ず投票所に持参してください。

投票所入場券の来ない方は、農業委員会委員選挙人名簿に登録されていないので、投票することができません。選挙人名簿は、申請によって作られたものです。

■不在者投票について

投票日に次の理由で投票所に行けない方は、10月28日(日)から11月3日(土)までの間に不在者投票ができます。

■郵便による在宅投票
次の方のうち、本人が申請し選挙管理委員会が郵便投票証明書を交付した方は、郵便で投票ができます。

▼身体障害者手帳に、両下肢または体幹の障害が1級から2級、心臓・腎臓・呼吸器の障害が1級から3級までの記載のある方
▼戦傷病手帳に、両下肢または体幹の障害が特別項症から第3項症までの記載のある方

■代理投票

身体上の故障または文字の書けない方も投票日に投票所に行けば投票できます。

※お問い合わせは

選挙管理委員会事務局

(☎880-6571)まで

延長保育の実施（試行）

3 保育所で保育所開所時間を延長

「南国市エンゼルプラン」には、保護者が仕事と子育てを両立し、安心して子どもを預けることのできる保育サービスの充実を掲げています。

保護者の要望に「保育時間の延長」があり、このたび、保育所の開所時間をさらに延長した「延長保育」を11月から次の保育所で試行的に実施します。

■実施保育所／長岡東部保育所、あけぼの保育所、十市保育所

■開所時間／午前7時20分～午後7時

■実施期間／平成13年11月1日～平成14年3月29日

■延長保育料（月額2,500円）

- (1)延長保育を利用する場合、別途保育料が必要です。
- (2)延長保育料は、おやつや保育材料などに使用します。
- (3)別途、保育所ごとに集金することになります。

■転所について

- ▶受付期間／平成13年10月1日(月)～19日(金)
- ▶手続き／所定の用紙に記入の上、保育所へ提出してください。

※お問い合わせは、福祉事務所保育係
(☎880-6566)まで

市役所 人事異動

9月1日付けで市役所人事異動が行われました。

課長級

▼香南清掃組合事務局長
関田健雄(市民課長補佐
兼年金係長)

係長級

▼市民課年金係長
福井富美子(市民課主幹)
※掲載は係長相当職以上

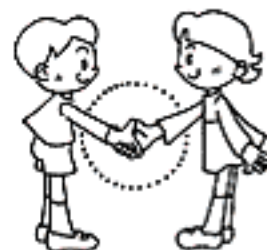


人権と共生の時代 ①

人権・同和教育シリーズ

はじめにあたって

世界人権宣言が出され、人権尊重を定めた日本国憲法が制定されて五〇年余り。日本をはじめ、世界各国でさまざまな取り組み、事業がなされ、人権の確立が前進してきました。昨今は、「人権の時代」「人権の世紀」など、人権という言葉に出会わない日はありません。人権への関心、注目が大いに高まっています。



誰もがひととして幸せに生きることを願っています。しかし、

今もその願いがかなえられない現実が多々存在しています。

現代は、国際化・情報化などが急速に進み、社会は激しく変化し、複雑化しています。HIV、プライバシー、セクシャルハラスメント、児童虐待など、新しい課題が次々出てきています。一方、ハンセン病、精神障害などについて、改めて関心が持たれるようになってきました。

21世紀を「人権の世紀」にするには、私たちが暮らす中で人権侵害や差別に気づき、問題解決に主体的にかかわることが大切です。私たち、一人ひとりととって、かけがえのない人生―共に幸せに生きる社会を

人がひととして幸せに 生きる権利 ― 人権

目指したいものです。

新シリーズでは、こうした課題に目を向け、多様な視点で人権問題を考えてみたいと思っています。また、できるだけリアルに、当事者の生の声が伝わるよう工夫したいと考えています。

人権尊重を現実のものとするには、差別や人権問題の解決が図られなければなりません。そのためには、問題について、多くの人が関心を持ち、正しく知ることが必要です。

本シリーズがそうした意味で、人権確立に少しでも寄与できれば幸いです。多くの方々に一読いただき、共に考えあっているように。

